

令和8年度境港市建設工事入札参加資格審査申請手続きについて (市内業者用)

境港市建設部管理課

境港市が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する者で、境港市内に主たる営業所を有する者（以下「市内業者」という。）は、「境港市告示第87号」及び以下により、申請すること。なお、以下の要件を満たしていない場合、申請は受け付けない。

- 希望工種に応じた建設業許可を有し、経営事項審査を受審していること。
- 直前審査の審査基準日前2年間又は直前審査の審査基準日から申請日までの間に、希望工種に応じた工事実績があること。（工種により若干基準が異なる。詳細は【工事施工実績について】を確認すること。）
- 健康保険、厚生年金、雇用保険に係る届出の義務を履行していない者でないこと。（加入義務のない場合、適用除外の場合を除く。）
- その他の要件は告示を参照すること。

また、特殊工事の入札参加資格は、「令和8年度特殊工事入札参加資格審査申請手続について」に記載するところにより作成のうえ提出すること。

【注意事項】

★境港市入札参加資格電子申請システムで申請をしてください。

1. 受付期間等

【受付日時】

令和7年12月15日（月）から令和8年1月23日（金）まで。

【申請方法】

境港市入札参加資格電子申請システムで行うこと。

3.に掲げる添付書類は電子申請システム上で提出すること。

※境港市入札参加資格電子申請システムは令和7年12月9日（火）から公開する。

2. 様式等の入手方法

境港市入札参加資格電子申請システム上からダウンロードすること。

3. 添付書類

- (1) 建設業許可通知書の写し
- (2) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
- (3) 工事経歴書（様式第1号）
- (4) 職員調書（技術職員）（様式第2号）
- (5) 様式第2号に記載した職員の雇用保険被保険者・健康保険被保険者証の写し
- (6) 様式第2号に記載した職員が保有する資格等を証する書面の写し
- (7) 職員調書（その他の職員）（様式第3号）※

- (8) 様式第3号に記載した職員の雇用保険被保険者・健康保険被保険者証の写し※
- (9) 会社業態調書（様式第5号）
- (10) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書
- (11) 使用印鑑届（様式第6号）※
- (12) 市税等同意書、承諾書及び誓約書（様式第7号）
- (13) 研修等の状況（様式第8号）
- (14) 研修等の受講等実績を証する書面の写し※
- (15) 役員等調書兼照会同意書（様式第9号）
- (16) 登記簿謄本又は登記事項証明書
- (17) 納税証明書（国税）
- (18) 労働保険料納付証明書

（注）※印のついている書類は提出不要の申請者もあるので注意すること。

4. 添付書類の作成方法等

（1）建設業許可通知書の写し

許可通知書が複数ある場合は、すべての写しを提出すること。

（2）経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

- ア 審査基準日が令和6年7月1日から令和7年7月31日までの間のもの。
- イ 合併、設立等の期日を審査基準日にした経営事項審査にあっては令和7年10月31日までの間のもの。

【工事施工実績について】

- 工事施工実績は、希望工種ごとに直前審査に係る審査基準日前2年間及び当該審査基準日から申請日までの間の工事実績の有無を確認する。

《入札参加資格が認められる工事施工実績対象年数》

土木一式工事（プレストレスト・コンクリート）	5年間
土木一式工事（港湾）	5年間
鋼構造物工事（鋼橋）	5年間
しゅんせつ工事	5年間
上記以外の工種	2年間

- 土木一式工事で契約した工事の中にとび等一般の工事内容が含まれることを実績として、とび等一般を申請することはできない。

ただし、土木一式工事で契約した工事の中にプレストレスト・コンクリート工事（橋梁上部工）が相当程度含まれている場合は、実績として認める場合があるので、事前に「6. 問い合わせ先」に相談すること。

- 「建築一式工事（解体）」は、原則として学校や3階建て以上のビル等、又は1棟の延べ床面積が300m²超の建築物の解体とする。一つの契約に建築物の新築工事と解体工事が含まれ、前記の要件を満たす場合は、建築解体の実績として認める。このような場合は、完成工事高を建築一般に計上したうえで、建築解体の希望欄に○印をすること。

- 「交通安全施設」は、不特定多数の一般車両等が通行する公道又は私道で、ガードレール（パイプ）、交通標識、カーブミラー、交通情報板等の設置を行うものを実績として認めている。宅地等の敷地上に設置する上記の施設は「交通安全施設」の実績として認めない。

- 「解体工事」は、上記「建築解体」に当てはまらない建築物の解体及び小規模な工作物、浄化槽等の解体とする。

(3) 工事経歴書（様式第1号）

- ア 希望工種すべてについて、希望工種に属する工事の中で代表的なもの（3件を限度とする）を入力すること。
- イ 直前審査に係る審査基準日前2年間及び当該審査基準日から申請日までの間に同種工事の施工実績がない場合であっても、土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリート及び港湾に限る。）、鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）及びしゅんせつ工事の場合にあっては、審査基準日前5年間に実績がある場合は入力すること。
- ウ この表は、申請する希望工種ごとに入力し、3種類以上の工種を申請する場合は別葉として入力すること。
- エ 「C O R I N S 登録番号」の欄は、上部に建設業許可番号を入力し、下部にC O R I N S 登録番号を入力すること。
土木一式工事（港湾）、建築一式工事（解体）、とび・土工・コンクリート工事（交通安全施設）、舗装工事（アスファルト）、塗装工事（区画線工）を希望工種とする場合、C O R I N S に登録されていない工事については、当該工事の請負契約書の写し（変更契約書の写しも含む）及び工事が完成したことのわかる書類（完成認定書等）を添付すること。
なお、契約書の記載内容から工事実績の工種の内容が判断しがたい場合は、注文書・注文請書の写し等、工種の内容がわかる資料の提出を求める場合がある。
- オ 「請負代金の額」の欄は、当初の契約金額ではなく、最終的な請負金額とし、消費税及び地方消費税抜きの金額とすること。

(4) 職員調書（技術職員）（様式第2号）

- ア 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術職員（法人にあっては常勤役員、個人にあっては代表者であるものを含む。）のうち、申請日の前日に在籍するものを入力すること。なお、常勤役員又は代表者が技術者を兼務している場合は、備考欄に「役員」又は「代表者」と入力すること。
なお、上記に該当しない職員は、技術職員以外の職員に係る職員調書（様式第3号）に入力すること。（様式第2号、第3号で職員を重複させないこと。）
- イ 「月給・日給の別」の欄の（　）内は、日給者について、申請日の前日から前1年間の年間実労働日数を入力すること。
- ウ 「採用年月日」の欄は、採用に係る年月日を入力すること。
- エ 「法令による免許等」の欄は、技術職員が保有するすべての資格について、3桁コードで入力すること。ただし、等級の区分（1級・2級、甲・乙等）がある場合は、上位となる資格のみを入力すること。なお、実務経験で申請する場合は、3桁コードの入力に加え、備考欄に担当業種を入力すること。（例：土木工事業の実務経験10年以上であれば、「備考」の欄に「002：土木工事業」のように入力する。）
また、技士補資格に関してもコードを入力すること。
- オ 「専任技術者等」の欄は、営業所の専任技術者又は経営業務の管理責任者について「専技」又は「経管」と入力すること。
- カ 「雇用保険の有無」、「厚生年金保険の有無」及び「健康保険の有無」の欄は、「有」も

しくは「無」と入力すること。

(注) 平成16年4月1日以降に2級の技能検定に合格した者が、建設業法上の主任技術者となるためには3年以上の実務経験が必要であるので、3年に満たない者は入力しないこと。

(5) 様式第2号に入力した職員の

- ・雇用保険被保険者証の写し
- ・健康保険被保険者証の写し（難しい場合は標準報酬決定通知書（直近のもの）でも可）
加入義務のない者、適用除外の者については、提出は不要とする。

(6) 様式第2号に入力した職員が保有する資格等を証する書面の写し

資格者証や合格証等の保有する事実が確認できるもの。

(7) 職員調書（その他の職員）（様式第3号）

- ア 申請日の前日に在職し、建設業に従事する者について入力すること。
イ 様式第2号に記載しなかった職員すべてについて入力すること。

(8) 様式第3号に入力した職員の

- ・雇用保険被保険者証の写し
- ・健康保険被保険者証の写し（難しい場合は標準報酬決定通知書（直近のもの）でも可）
加入義務のない者、適用除外の者については、提出は不要とする。

(9) 会社業態調書（様式第5号）

- ア 国土交通省への提出書類「業態調書③ー1」等の写しても可とする。
イ 親会社、子会社とは、会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社をいう。

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社

第2条第3号 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第2条第4号 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

ウ 本様式に入力する子会社は、建設業許可を有する建設業者のみを記載すること。

エ 役員の定義は以下のとおりとする。

(ア) 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

(イ) 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）

(ウ) 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

(エ) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

オ 「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、入力しないこと。

(10) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書

原本又は写しを提出すること。(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)

(11) 使用印鑑届(様式第6号)

印鑑証明又は印鑑登録証明書のない印鑑を入れ、契約等に使用する場合に提出すること。

(12) 市税等同意書、承諾書及び誓約書(様式第7号)

境港市の市税等の納付義務の有無を選択し、該当する□に「レ」を入力すること。
(認印可)

(13) 研修等の状況(様式第8号)

ア 令和5年度及び令和6年度に開催された「鳥取県建設技術センター主催の研修」、「境港市建設業協議会主催の研修」及び「境港市建設業協議会主催の美化運動」について受講等の実績がある場合は、受講者数を入力すること。

イ 入力欄が不足した場合は、別葉として入力すること。

ウ 実績がない場合も「実績なし」と入力し、提出すること。

(14) 研修等の受講等実績を証する書面の写し

修了証や受講証等の写しを提出すること。

(15) 役員等調書兼照会同意書(様式第9号)

記載欄が不足した場合は、別葉として入力すること。(認印可)

(16) 登記簿謄本又は登記事項証明書(個人の場合は住民票の抄本及び身分証明書)

ア 法人の場合は、現在(履歴)事項全部証明書の原本又は写しを提出すること。(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)

イ 個人の場合は、住民票の抄本及び身分証明書の原本又は写しを提出すること。(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)

(17) 納税証明書(国税)

ア 原本又は写しを提出すること。(申請日前3月以内に交付されたものに限る。)

イ 様式は税務署発行のもの(その3の2(個人)、その3の3(法人))とする。

ウ 証明を受ける税目は、「消費税及び地方消費税」、「法人税又は所得税」とする。

(注) 様式その3での申請は受け付けないので注意すること。

(18) 労働保険料納付証明書

鳥取労働局発行の労働保険料納付証明書の原本を提出すること。(申請日前3月以内に交付されたものに限る。)

【市内業者の証明依頼先】

鳥取労働局 労働保険徴収室 適用係

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9

電話: 0857-29-1702 フax: 0857-22-3663

(注) (12)、(17)、(18)に未納又は滞納がある場合(納税、徴収又は納付を猶予されている

場合を除く。)は、入札参加資格を認定しない(申請を受理しない)ので注意すること。
納付すべき税額等がない場合もそれぞれ必要書類を添付すること。

5. 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日（令和8年4月1日以降を予定）から令和9年3月31日まで

6. 問い合わせ先

境港市建設部管理課維持管理係

〒684-8501 境港市上道町3000番地（別館3階）

電話：0859-47-1076 フaxシミリ：0859-44-3094

メールアドレス：kanri-nyusatsu@city.sakaiminato.lg.jp

(注) 問い合わせは、ファクシミリ又はメールにてお願いします。問い合わせの内容について不明な点がある場合は、担当者から連絡させていただきます。

なお、問い合わせの際は件名を「入札参加資格審査申請に関する質問（工事）」とし、次の事項を必ず記載してください。

1. 会社名
2. 担当者名（所属部署、氏名）
3. 連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス）
4. 質問事項

7. その他

申請した内容に変更が生じた場合は、その変更事由の生じた日から1か月以内に境港市入札参加資格電子申請システムで変更申請を行うこと。

建設業許可及び経営事項審査について、入札参加資格の有効期間中に更新を行った場合は、提出済の通知書の写しの有効期限満了日までに更新後の写し若しくは受付済みの申請書（申請者及び申請工種の確認できる部分）の写しを変更申請（電子申請）により提出すること。